

黒石市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月26日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第8号

黒石市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市立図書館条例施行規則（令和4年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。